新規評価マニュアルの追加について

ため池等整備事業（洪水調節機能強化型）

農林水産部　農山村課

◆ため池とは

ため池とは、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池であり、水を貯める「堤体」、洪水を安全に流下するための「洪水吐」、かんがい用水を取り入れるための「取水施設」などから構成される。

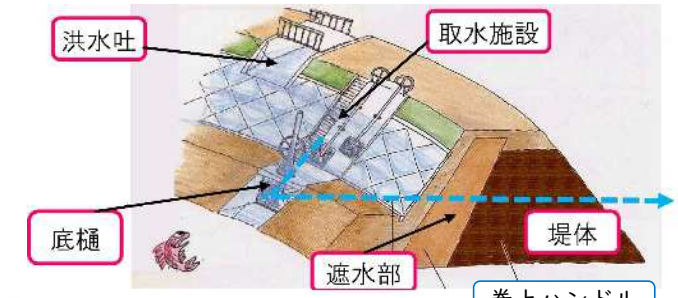

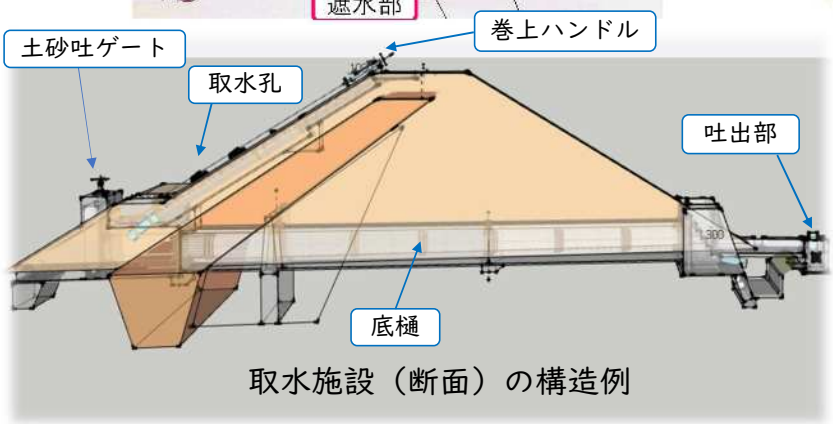

取水施設（断面）の構造例

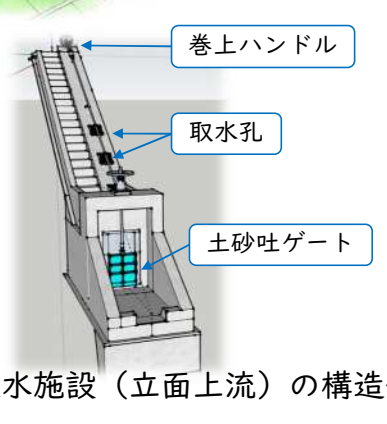

取水施設（立面上流）の構造例

2

◆ため池をとりまく情勢の変化

平成30年7月豪雨（西日本豪雨等）
農業用ため池が決壊し、下流域に大きな被害 ➡ 住民のため池決壊に対する不安が高まる

○ため池のハザードマップの作成、保全管理体制の整備
○防災重点農業用ため池等に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進

（令和元年「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」制定
令和２年「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」制定）

3

◆ため池整備の変化

これまでのため池整備事業

老朽化して決壊のおそれがあるため池を整備することにより、農業用水の確保や農業経営の安定を図る。

整備前

整備後

4

◆ため池整備の変化

近年の気候変動により豪雨災害が激甚化・頻発化していることを受け、流域のあらゆる関係者が協同して水害対策に取り組む「流域治水」の考え方が浸透

本県においては、佐賀県内水対策プロジェクト（プロジェクトIF）として、内水氾濫軽減のための対策や内水状況の把握に係る施策を進めており、県内市町においても、クリークやため池等の既存施設を利用した流域治水の取組が浸透し、クリークの事前放流やため池の低水管理を行っている

これまでの農業振興に着目したため池整備に加え、今後は、地域防災に着目したため池の治水活用（洪水調節機能強化）にも目を向けた整備が必要

5

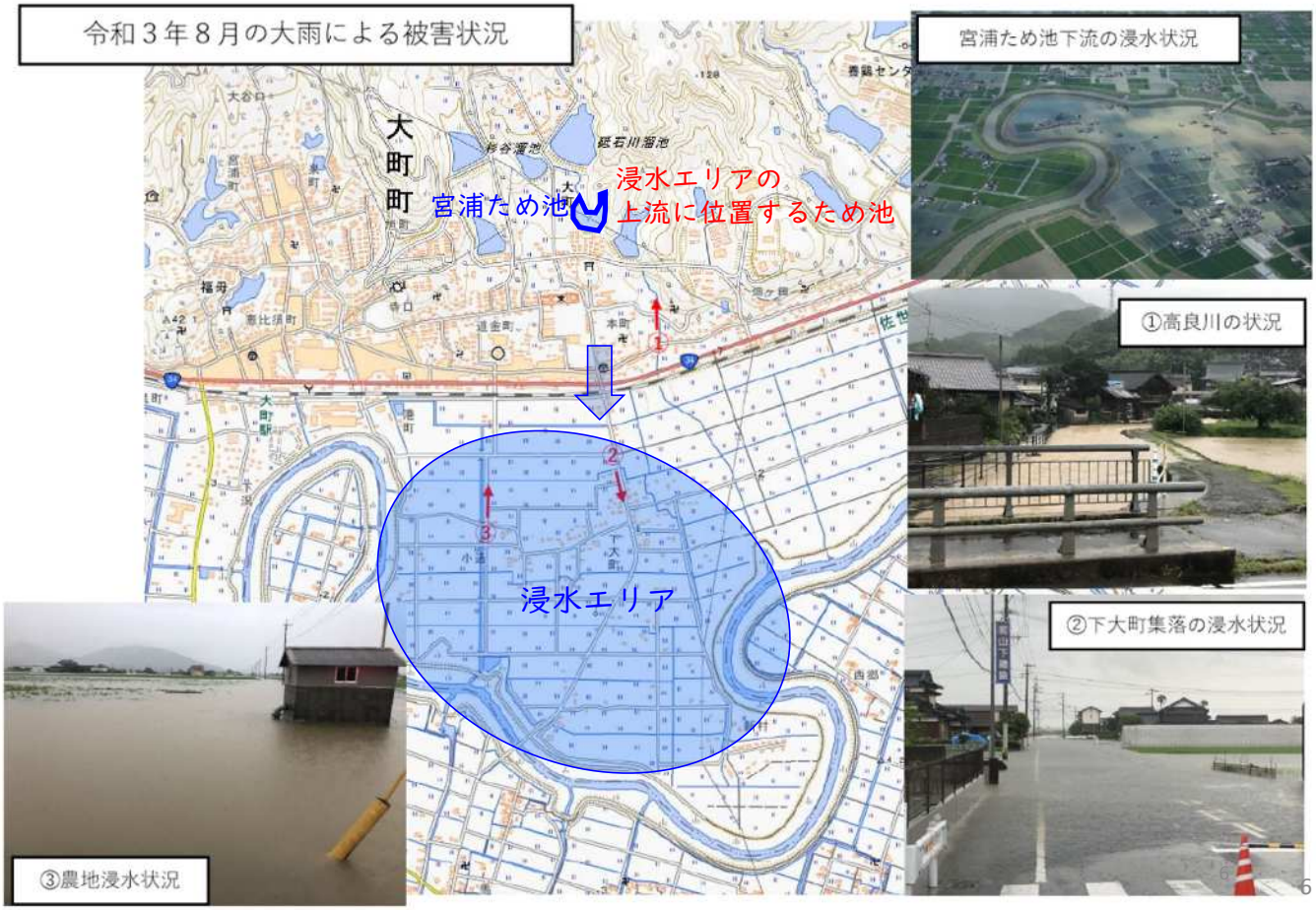

6

◆マニュアルの追加について

○従来のマニュアルは、これまでのため池整備の目的である農業振興や施設の老朽度等が評価項目としている。
○地域防災に着目したため池の治水活用（洪水調節機能強化）を行う場合、従来のマニュアルでは評価できない。

➡ **ため池の治水活用を評価項目とする新たなマニュアルを追加**

従来のマニュアル ため池等整備事業	＋	追加マニュアル ため池等整備事業（洪水調節機能強化型）
【評価指標】 ・農業生産性の向上 ・担い手の確保 ・施設の機能低下、危険度、老朽度 農業振興や、決壊の危険性などの指標から事業の必要性を評価		【評価指標】 ・流域治水プロジェクト等の位置付け ・下流地域の浸水被害状況 ・洪水調節機能の有無 流域治水としての必要性から事業を評価

▹従来のため池等整備事業は、従来のマニュアルにより評価
▹治水活用（洪水調節機能強化）を目的としたため池等整備事業は、今回追加するマニュアルにより評価

7

◆体系図（その１）

従来のマニュアル
ため池等整備事業

（評価視点）	（評価項目）	（評 価 指 標）
位置付け（県の施策や役割）	各種計画との整合性	部の施策に関する方針等
		防災計画
	農業振興	農業生産性の向上
		担い手の確保
		農地・農業用施設への被害防止
必要性・効果（現状・課題・効果）	事業の必要性	明確な必要性
		機能低下
	事業の緊急性	危険度の判定
		主要施設の老朽度
	事業の効果	費用対効果（B／C）
		一般家屋、公共施設等への被害防止

追加マニュアル
ため池等整備事業（洪水調節機能強化型）

（評価視点）	（評価項目）	（評 価 指 標）
位置付け（県の施策や役割）	各種計画との整合性	部の施策に関する方針等
		防災計画
		防災に係る計画又は協定
	治水活用	重要度
		貯水容量の活用
必要性・効果（現状・課題・効果）	事業の必要性	明確な必要性
		施設の洪水調節機能
	事業の効果	費用対効果（B／C）
		下流地域における浸水被害防止

8

◆体系図（その２）

従来のマニュアル
ため池等整備事業

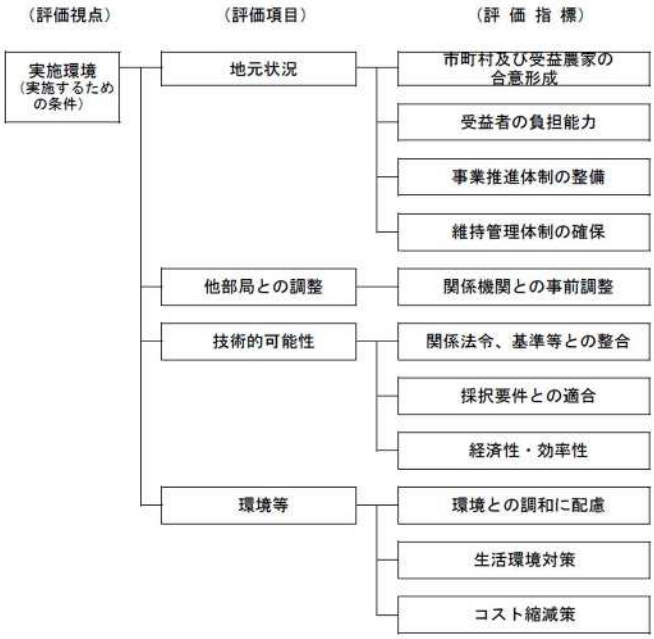

追加マニュアル
ため池等整備事業（洪水調節機能強化型）

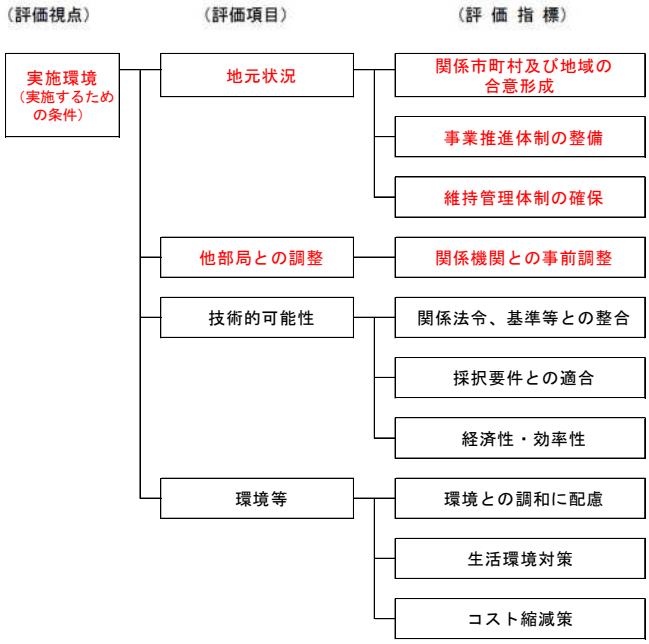

9

評価基準

◆評価視点毎の合計点によりA～Cに区分

	位置付け	必要性・効果	実施環境
A	80点以上	80点以上	80点以上
B	60～80点未満	60～80点未満	60～80点未満
C	60点未満	60点未満	60点未満

判断基準

◆評価視点毎の評価結果（A～C）を組み合わせてランク付け

ランク	整備方針	評価の組み合わせ
Ⅰ	優先的に事業を実施	ＡＡＡ、ＡＡＢ
Ⅱ	事業を実施	ＡＢＢ、ＢＢＢ
Ⅲ	新規着手を見合わせる	ＡＡＣ、ＡＢＣ ＡＣＣ、ＢＢＣ、ＢＣＣ、 ＣＣＣ

10

（参考）佐賀県内の農業用ため池の状況

佐賀県内の農業用ため池数は2,650箇所で、約80%が県の西部及び北西部に集中して存在している。この内、ため池の決壊による水害や、その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池を防災重点農業用ため池に指定している。（1,402箇所）

法面の浸食

堤体からの漏水状況

洪水吐の断面不足

取水施設の老朽化

豪雨による被災

ため池下流の状況（大町町：福母宮ノ浦ため池）

防災重点農業用ため池とは・・・

農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（「浸水区域」）に、家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

＜具体的な基準＞

①ため池から100m未満の浸水区域に家屋、公共施設等があるもの

②ため池から100～500m未満の浸水区域に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000㎥以上のもの

③ため池から500m以上の浸水区域に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000㎥以上のもの

④その他、自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの

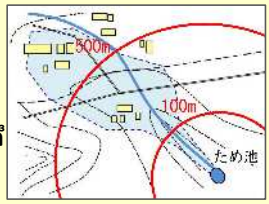

11

ため池等整備事業（洪水調節機能強化型）

○　生活関連

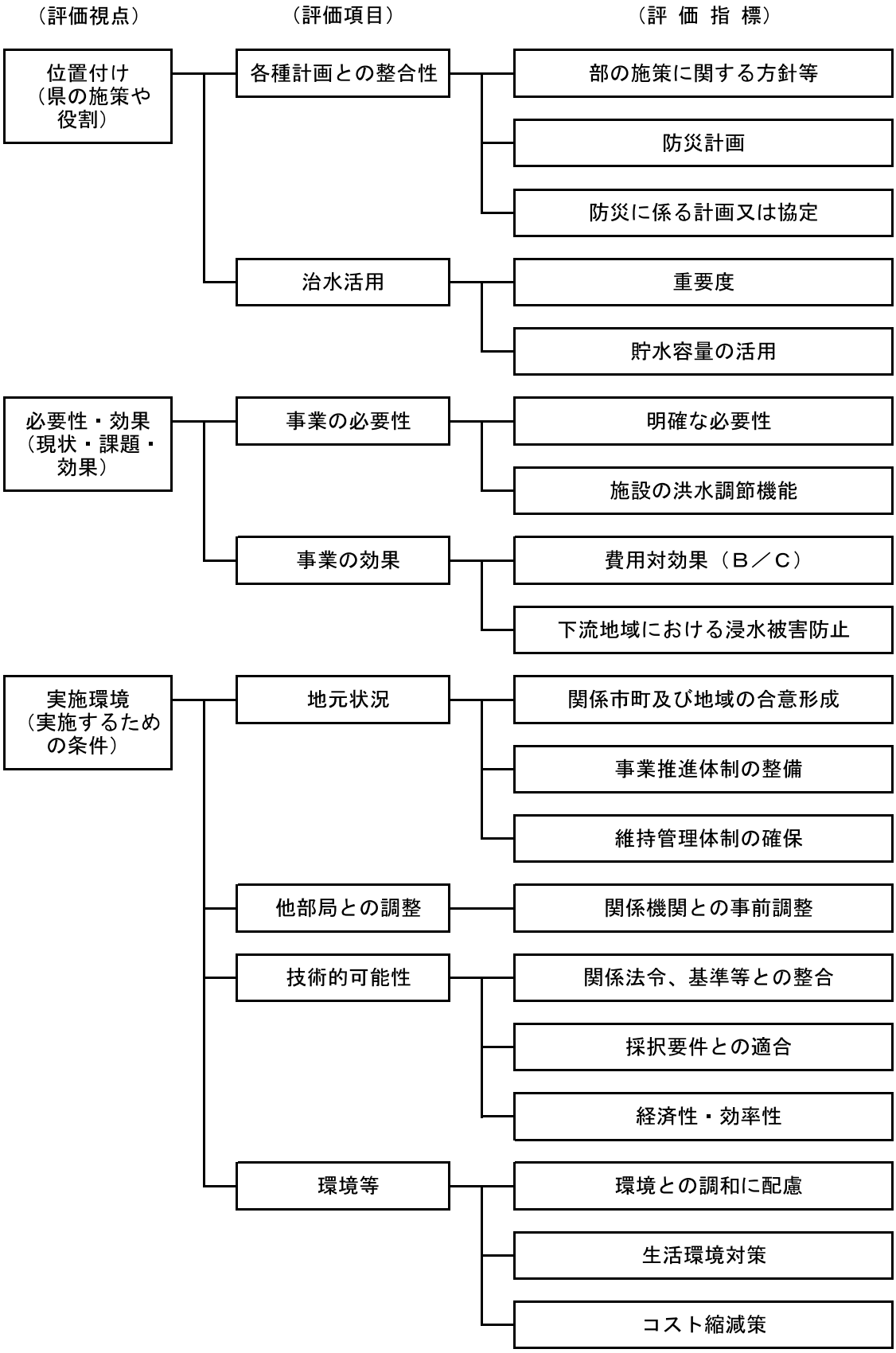

ため池等整備事業（洪水調節機能強化型）（生活関連）

○評価視点：位 置 付 け

評価項目 ：各種計画との整合性
評価指標 ：部の施策に関する方針等

評　価　要　素	点数
農林水産部の施策に関する方針等に位置づけられている	１０

評価項目 ：各種計画との整合性
評価指標 ：防 災 計 画

評　価　要　素	点数
県が策定する防災に関する計画に位置づけられている	３０

評価項目 ：各種計画との整合性
評価指標 ：防災に係る計画又は協定

評　価　要　素	点数
流域治水プロジェクトが策定された水系、又は治水協定が締結された水系で実施するもの	１５

評価項目 ：治水活用
評価指標 ：重要度

評　価　要　素	点数
防災重点農業用ため池に指定されている	３０
防災重点農業用ため池に指定されていない	１５

評価項目 ：治水活用
評価指標 ：貯水容量の活用

評　価　要　素	点数
ため池を治水活用するものであって、次の①～③いずれかに該当する ① 既に農業用に利用されていないため池において、貯水容量の全部又は一部を治水活用する ② 現状農業用として利用されているが、今後、農業用として利用されない見込みがあるため池において、貯水容量を全部又は一部を治水活用する ③ 農業用に利用しているため池において、貯水容量の一部を治水活用する	１５

○評価視点：必要性・効果

評価項目　：事業の必要性
評価指標　：明確な必要性

評　価　要　素	点数
ため池の下流域において、一般家屋等の浸水被害実績がある、又は浸水被害が想定される	３０
ため池の下流域において、農用地・農業用施設の浸水被害実績がある、又は浸水被害が想定される	１５

評価項目　：事業の必要性
評価指標　：施設の洪水調節機能

評　価　要　素	点数
洪水調節に必要な施設が整備されていない	１０
洪水調節に必要な施設が整備されているが、洪水調節機能が不足している	5

評価項目　：事業の効果
評価指標　：費用対効果（Ｂ／Ｃ）

評　価　要　素	点数
費用対効果（Ｂ／Ｃ）が１．０以上	３０

評価項目　：事業の効果
評価指標　：下流地域における浸水被害防止

評　価　要　素	点数
ため池下流地域の一般家屋・農用地等の浸水被害の防止又は軽減される	３０

○評価視点：実施環境

評価項目　：地元状況
評価指標　：関係市町及び地域の合意形成

評　価　要　素	点数
関係市町の同意が得られ、地域での話し合いにより合意が得られている	２０

評価項目　：地元状況
評価指標　：事業推進体制の整備

評　価　要　素	点数
市町において、事業推進のための役割が明確化されている	１０

評価項目　：地元状況
評価指標　：維持管理体制の確保

評　価　要　素	点数
予定管理者において、低水位操作を含むため池の維持管理のための体制が確保されている	３０

評価項目　：他部局との調整
評価指標　：関係機関との事前調整

評　価　要　素	点数
施設所有者、施設管理者、利水者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、 また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている	１０

評価項目　：技術的可能性
評価指標　：関係法令、基準等との整合

評　価　要　素	点数
工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している	１０

評価項目　：技術的可能性
評価指標　：採択要件との適合

評　価　要　素	点数
事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している	１０

評価項目　：技術的可能性
評価指標　：経済性・効率性

評　価　要　素	点数
事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている	１０

評価項目：環境等
評価指標：環境との調和に配慮　　：定性評価
評価指標：生活環境対策　　：定性評価
評価指標：コスト縮減策　　：定性評価

○評価基準

評価	(1)位置付け	(2)必要性・効果	(3)実施環境
A	80点以上	80点以上	80点以上
B	60点以上80点未満	60点以上80点未満	60点以上80点未満
C	60点未満	60点未満	60点未満

○判断基準

ランク	箇所整備方針	組み合わせ
Ⅰ	優先的に事業を実施	ＡＡＡ　ＡＡＢ
Ⅱ	事業を実施	ＡＢＢ　ＢＢＢ
Ⅲ	新規着手を見合わせる	ＡＡＣ　ＡＢＣ　ＡＣＣ　ＢＢＣ　ＢＣＣ　ＣＣＣ